

消防本部からのおねがい

火事と見間違えそうな焼却行為をする時は届出を

- 農業を営むためやむを得ず、枯草・木の枝などを焼却する場合
- ※廃材、ビニール、家庭ゴミなどはダメ
- キャンプファイヤー、祭礼のおたき上げなど
- たき火などで、大量の煙・炎が出るような場合

届出

- 秩父消防署北分署に届出用紙がありますので、その場で記入して提出してください。
- インターネットの秩父消防本部ホームページに届出様式がありますのでダウンロードして利用して頂くことも可能です。<http://www.c-kouiki.jp/cfd/>

問合せ 秩父消防本部 管理指導課 ☎21-0123

水道局からのお知らせ

引越しなどで水道を使い始めるときや、使用を休止するときは、ちちぶ広域水道お客様センターにご連絡ください。

- ◇水道の使用を「開始」するとき
- ◇水道の使用を「休止」するとき
- ◇水道の使用名義が「変わる」とき

※所有者名義の変更は、別途手続きが必要となります。

お引越しなどの予定が決まりましたら、3営業日前までに電話でのご連絡をお願いします。

お届けがないと使用されていなくても基本料金がかかりますのでご注意ください。秩父地域での転居の場合、旧住所にて口座振替をご利用のかたは、その継続ができますので、その旨をお伝えください。

問合せ

ちちぶ広域水道お客様センター
☎25-5221

秩父斎場(火葬場)の予約方法が変わりました

4月1日から火葬の予約受付は秩父斎場で行います。

葬祭業者を通して行う場合は、一年中時間に関係なく予約できます。

葬祭業者に依頼しないで個人で申し込む場合は、秩父斎場に直接電話してください。ただし、秩父斎場が開業している時間内をお願いします。(月から土曜日の午前8時から午後4時45分までの間・1月1日2日は除く)

火葬時間・待合室などの空き状況はパソコンやスマートフォンでどなたでも確認できます。

なお、死亡届は今までどおり役場で手続きをお願いします。

ペットなどの持ち込みも秩父斎場に変更となります

秩父斎場には動物用の焼却炉も設置しました。

今まで秩父環境衛生センターで受けていた動物の死体を秩父斎場でお受けいたします。

ただし、収骨(骨の持ち帰り)はできません。

料金など詳しいことは広報「ちちぶ広域」1月号または秩父広域市町村圏組合ホームページをご覧ください。

問合せ 秩父広域市町村圏組合 業務課 ☎23-2489
秩父広域市町村圏組合 秩父斎場 ☎23-1678
斎場空き状況 <http://www.c-kouiki.jp/saijo/>

皆野・長瀬下水道組合浄化槽市町村整備型事業指定工事店一覧 平成29年4月1日現在

番号	工事店名	電話番号	番号	工事店名	電話番号
1	シンテック(株)	66-0457	11	黒澤窯業(有)	62-0152
2	(有)浅見管工	65-0536	12	(有)高橋工務店	66-1118
3	(株)一志工業	66-3043	13	(株)岡田工務店	62-3236
4	(株)中村工務店	62-0458	14	(有)長瀬土木	66-2487
5	町田鉄工所	62-0304	15	(有)秩北給排水サービス	66-2211
6	(有)新井水道設備	62-4525	16	樋口水道設備	66-2035
7	(有)黒澤鉄工所	62-0126	17	高田電気興業	66-2605
8	(有)河内電設	62-0754	18	(有)伊藤衛生社	62-0528
9	(株)ヒマワリ建設	66-3061	19	(有)黒澤水道設備(皆野支店)	62-4686
10	金室住宅設備工事店	62-5395	20	添田設備	66-2842

※単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換することで、川の汚れを1/8に減らすことができます。

浄化槽切換工事(本体工事)

(分担金)	5人槽	102,000円
	7人槽	113,400円
	10人槽	138,000円

※別途付帯工事などは個人負担になります。
※配管・槽撤去などに関しましては補助金制度があります。

問合せ

皆野・長瀬下水道組合
業務課(浄化槽担当)
長瀬町大字中野上234-1
☎66-0747
HP <http://www.minanaga.or.jp/>

平成25年4月から公共下水道計画区域外の地区を対象に、浄化槽市町村整備型事業を実施しております。地域の清潔で快適な生活環境と美しい水環境をよりよくするため早期工事のご協力をお願いします。なお、切換工事は分担金制度・補助金制度があります。詳しくは当組合または左記の指定工事店にお問い合わせください。詳しくは

単独浄化槽・汲み取り式トイレからの合併処理浄化槽への切換工事実施のお願い